

の者にあつては、過去に当該子を監護していた者に限る。）も
 することが出来る。ただし、当該親族と子との交流についての
 定めをするため他に適当な方法があるときは、この限りでない
 。

（親権）

第百十八条 親権は、成年に達しない子について、その子の利
 益のために行使しなければならない。

2 父母の婚姻中はその双方を親権者とする。

3 子が養子であるときは、次に掲げる者を親権者とする。

一 養親（当該子を養子とする縁組が二以上あるときは、直近
 の縁組により養親となつた者に限る。）

二 子の父母であつて、前号に掲げる養親の配偶者であるもの

（離婚又は認知の場合の親権者）

第百十九条 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、
 その双方又は一方を親権者と定める。

2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の双方又は一方を
 親権者と定める。

3 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う。
 ただし、子の出生後に、父母の協議で、父母の双方又は父を親
 権者と定めることができる。

（親権者）

第百十八条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父
 母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う
 。

（離婚又は認知の場合の親権者）

第百十九条 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、
 その一方を親権者と定めなければならない。

2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と
 定める。

3 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う。
 ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めるこ
 とができる。

(表 4) 養育費・子 2 人表 (第 1 子 15 歳以上, 第 2 子 0 ~ 14 歳)

【義務者の年収／万円】	2,000	1,567	3 6～3 8万円																																															
	1,975	1,546																																																
	1,950	1,524	3 4～3 6万円																																															
	1,925	1,503																																																
	1,900	1,482	3 2～3 4万円																																															
	1,875	1,461																																																
	1,850	1,439																																																
	1,825	1,418																																																
	1,800	1,398	3 0～3 2万円																																															
	1,775	1,377																																																
	1,750	1,356																																																
	1,725	1,335																																																
	1,700	1,314																																																
	1,675	1,293	2 8～3 0万円																																															
	1,650	1,273																																																
	1,625	1,256																																																
	1,600	1,236																																																
	1,575	1,215	2 6～2 8万円																																															
	1,550	1,199																																																
	1,525	1,179																																																
	1,500	1,159																																																
	1,475	1,142																																																
	1,450	1,122	2 4～2 6万円																																															
	1,425	1,102																																																
	1,400	1,086																																																
	1,375	1,066																																																
	1,350	1,046																																																
	1,325	1,030																																																
	1,300	1,009	2 2～2 4万円																																															
	1,275	985																																																
	1,250	966																																																
	1,225	942																																																
	1,200	922	2 0～2 2万円																																															
	1,175	898																																																
	1,150	878																																																
	1,125	861																																																
	1,100	840																																																
	1,075	823	1 8～2 0万円																																															
	1,050	802																																																
	1,025	784																																																
	1,000	763																																																
	975	741	1 6～1 8万円																																															
	950	721																																																
	925	699																																																
	900	681																																																
	875	662	1 4～1 6万円																																															
	850	641																																																
	825	622																																																
	800	601																																																
	775	582	1 2～1 4万円																																															
750	563																																																	
725	548																																																	
700	527																																																	
675	512																																																	
650	496	1 0～1 2万円																																																
625	471																																																	
600	453																																																	
575	435																																																	
550	410	8～1 0万円																																																
525	392																																																	
500	373																																																	
475	349																																																	
450	331	6～8万円																																																
425	312																																																	
400	294																																																	
375	275																																																	
350	256	4～6万円																																																
325	237																																																	
300	218																																																	
275	203																																																	
250	185																																																	
225	165	2～4万円																																																
200	148																																																	
175	131																																																	
150	113																																																	
125	98	1～2万円																																																
100	82																																																	
75	66																																																	
50	44																																																	
25	22	0～1万円																																																
0	0																																																	
与	自	0	22	44	66	82	98	113	131	148	165	185	203	218	237	256	275	294	312	331	349	373	392	410	435	453	471	496	512	527	548	563	582	601	622	641	662	681	699	721	741	763								
給	与	0	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400	425	450	475	500	525	550	575	600	625	650	675	700	725	750	775	800	825	850	875	900	925	950	975	1,000								

【権利者の年収／万円】

(表 14) 婚姻費用・子 2 人表 (第 1 子 15 歳以上, 第 2 子 0 ~ 14 歳)

[illegible]

【権利者の年収／万円】

離婚合意書

〇〇（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間の協議による離婚（以下「協議離婚」という。）に関して次のとおり合意し、この合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

（離婚の合意）

第1条 甲と乙は、協議離婚することに合意し、本合意書作成後、離婚届に各自署名押印をなし、これを本日、乙が区役所に届け出るものとする。

（親権）

第2条 甲乙間の未成年の子である長男〇〇（令和 年 月 日生、以下「丙」という。）の親権者を母乙とし、今後同人において監護養育する。

（養育費）

第3条 甲は乙に対し、丙の養育費として、令和____年____月から令和____年____月まで月額____万円の支払義務があることを認め、これを毎月____日限り、乙名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

（特別出費）

第4条 甲及び乙は、前条に定めるほか、丙の入学や入院等、特別な費用を要する場合は、双方協議の上、分担額を決定する。

（面会交流）

第5条 乙は、甲が1か月に1回程度丙と面会することを認め、その具体的な日時、場所、方法等は、丙の福祉を尊重し甲乙協議して決定する。ただし、丙の病気等やむを得ない事由により支障が生じたときは、甲乙協議の上、代替日を定めるものとする。

（財産分与）

第6条 甲は乙に対し、本件離婚に伴う財産分与として、下記不動産を分与することとし、同不動産につき、本日付け財産分与を原因とする所有権移転登記手続きをする。登記手続き費用は乙の負担とする。

記

（物件の記載）

(慰謝料)

第7条 甲は乙に対し、本件離婚に伴う慰謝料として金_____万円の支払義務があることを認め、これを、令和____年____月から令和____年____月まで、毎月末日限り金____万円ずつ、第3条記載の預金口座に振り込む方法により分割して支払う。振込手数料は甲の負担とする。

2 甲が前項の分割金の支払を怠り、その額が金_____万円に達したときは、甲は当然に期限の利益を失い、乙に対し、前項の金員から既払分を控除した残金及びこれに対する期限の利益喪失の日の翌日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金を付加して直ちに支払う。

(年金分割)

第8条 甲(第1号改定者、基礎年金番号〇〇)と乙(第2号改定者、基礎年金番号〇〇)は、本日、日本年金機構理事長に対し、対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合を0.5とする旨合意した。

2 乙は、本件離婚届出をした後、速やかに、日本年金機構理事長に対し、前項の請求をする。

(通知)

第9条 甲及び乙は、住所、連絡先(電話番号、メールアドレス、LINE ID)、及び勤務先を変更したときは、遅滞なくこれを相手方に通知するものとする。

(清算条項)

第10条 甲及び乙は、本件離婚に関し、本合意書に定めるもののほか一切の債権債務関係のないことを相互に確認し、今後、相手方に対して他に何らの請求をしないことを確約する。

(強制執行の認諾)

第11条 甲及び乙は、本合意につき、強制執行認諾約款付公正証書を作成することに合意した。ただし、公正証書作成費用は乙が負担する。

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

Ⓜ

乙

Ⓜ